

戸田公園 公園内行為許可料金

申請の受付は、利用月の3カ月前の初日から利用日の1週間前までとなります。令和6年4月1日現在
申請前に必ず事前の相談をお願いします。 単位：円(税込)
申請者の住所が県外の場合は、表の金額に1.5を乗じた金額となります。

★ 業として行う撮影

種別	1日	半日	8時間を超えて 1時間延長ごと
写真撮影	5,340	2,670	660
映画等の撮影	36,060	18,030	4,500

★ 競技会・展示会等(イベント等)

*行為に要する面積(m²)と表の単価の積に110/105を乗じた額

種別	1m ² あたり1日	1m ² あたり半日	8時間を超えて 1時間延長ごと (1m ² あたり)
競技会、集会、展示会、博覧会 その他これらに類する催し	8	4	1

★ 競技会等に付随して出店する物品等の販売やその他の営業行為

*行為に要する面積(m²)と表の単価の積に110/105を乗じた額

種別	1m ² あたり1日	1m ² あたり半日	8時間を超えて 1時間延長ごと (1m ² あたり)
物品の販売、興行その他の 営業行為	24	12	3

★ 競技会等に付随する広告物の表示

*広告表示に要する面積(m²)と表の単価の積に110/105を乗じた額

種別	1m ² あたり1日	1m ² あたり半日	8時間を超えて 1時間延長ごと (1m ² あたり)
広告物の表示	2,100	1,050	250

※ 行為の時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとします。

※ 算出基礎となる行為面積が1m²未満であるとき、又はその面積に1m²未満の端数があるときは、1m²として計算します。

※ 算出基礎となる行為時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとします。



戸田公園管理事務所

☎ 048-442-2424

✉ toda@parks.or.jp